別記第二十二号様式（第五条第七項関係）
【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度（　年　月　日）	当第　四半期会計期間（　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
営業未収入金（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
営業未払金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
……	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）
1　この様式において、「四半期会計期間」とは、事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
2　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3　「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」のうち、同一の種類の資産でその額が資産の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
4　「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち、同一の種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5　持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）
【四半期損益計算書】
【第　四半期累計期間】

（単位：百万円）

	前第　四半期累計期間（自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期累計期間（自　年　月　日 至　年　月　日）
営業収益	×××	×××
営業費用	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
その他	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
その他	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
その他	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
その他	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××

（記載上の注意）
1　四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成すること。
2　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3　「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の20を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
4　四半期累計期間に係る四半期損益計算書を作成するほか、第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成することができる。第２四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第３四半期会計期間（10月１日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期累計期間」とあるのは、「四半期会計期間」とすること。